(特定建築物の建築等及び維持 保全の計画の認定の申請)

第八条 法第十七条第一項の規定 により認定の申請をしようとする者は、第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書(	D 🧦	<del></del>	類	明 示 す べ き 事 項
付近見取図				方位、道路及び目標 となる地物
配置図				縮尺、方位、敷地の 境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、特定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅(当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。)、敷地内の通路に設けられる手すり並びに 令第十一条第二号に規定する点状ブロック等(以下単に「点状ブロック等」という。)及び令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等(以下単に「線 状ブロック等」という。)の位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅並びに案内設備の位置
各階平面図				編尺、方位、間取、 各室の用途、床の高低、特定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点 状プロック等及び線状プロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状(当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。)、階段に設けられる手すり及び点状プロック等の位置、傾斜路の位置及び幅を含む。)、傾斜路に設けられる手すり及び点状プロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車いす使用者用便房のある便所、令第十四条第一項第二号に規定する便房のある便所、腰掛便座及び手すりの設けられた便房(車いす使用者用便房を除く。以下この条において同じ。)のある便所、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置、車いす使用者用客室の位置、駐車場の位置、車いす使用者用容室等に表記である。)をの他これらに類する小便器のある便所がでにこれら以外の便所の位置、車いす使用者用容室等に表記できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の十八年国土交通省令第百十四号)第十三条第一号に規定

		するも のをいう。以下この条において同じ。)の位置並びに 案内設備の位置
松光味	階段又は段	縮尺並びにけあげ及 び踏面の構造及び寸法
縦断面図	傾斜路	縮尺、高さ、長さ及 び踊場の踏幅
構造詳細図	エレベーターその 他 の昇降機	縮尺並びにかご(人 を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)、昇降路及び乗降口ビーの構造(かご内に設けられるかごの停止する予定の階を表示する装置、かごの現在位置を表示する装置及び乗降口ビーに設けられる到着するかごの昇降方向を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降口ビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。)
	便所	縮尺、車いす使用者 用便房のある便所の構造、車いす使用者 用便房、令第十四条第一項第二号に規定する便房並びに腰掛便 座及び手すりの設けられた便房の構造並びに床置式の小便 器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以 下のものに限る。)その他これらに類する小便器の構造
	浴室等	縮尺及び車いす使用 者用浴室等の構造